

岐阜市民病院LED照明器具 仕様書

1 目的

岐阜市民病院の既存照明設備をLED照明に切り替える事により、消費電力の削減に伴う温室効果ガスの排出削減及び維持管理の軽減を図ることを目的とする。

2 契約概要

(1) 履行場所

- ・岐阜市民病院
- ・岐阜市立看護専門学校
- ・看護師寮（クリスタル鹿島）

(2) 借上物品

LED照明器具本体及び付属品、その他取付に必要な資材等

(3) 数量及び設置場所

別紙1「LED照明器具一覧表」（以下、別紙1）による。

(4) 切替作業期間

契約締結日から令和7年12月31日まで

(5) 賃貸借期間

令和8年1月1日から令和12年12月31日（5年間）

ただし、やむを得ず切替作業期間を延長する場合は、発注者、受注者協議の上、賃貸借期間の開始時期を変更することがある。

(6) 賃貸借期間満了時の取り扱い

賃貸借物品は賃貸借期間満了後、その所有権を発注者へ無償譲渡すること。

3 業務内容

(1) LED照明器具の調達（付属品・取替に必要な部品を含む）

(2) LED照明器具の設置（施工）

(3) 施工における撤去品の処分

(4) 賃貸借開始後の維持管理（交換部品、緊急修理、不点時の対応等）

4 適用規格及び参考規格

本仕様書において規定されていないものは、以下の規格等を適用する。

(1) J I S 規格

JISC62504	一般照明用LED製品及び関連装置の用語及び定義
JISC7801	一般照明用光源の測光方法
JISC8105-1	照明器具－第1部：安全性要求事項通則
JISC8105-2-2	照明器具－第2－2部：埋込み形照明器具に関する安全性要求事項
JISC8105-2-22	照明器具－第2－2部：非常時用照明器具に関する安全性要求事項
JISC8105-3	照明器具－第3部：性能要求事項通則
JISC8105-5	照明器具－第5部：配光測定方法
JISC8106	施設用LED照明器具・施設用蛍光灯器具
JISC8121-2-3	ランプソケット類－第2－3部：直管LEDランプソケットに関する安全性要求事項
JISC8147-2-7	ランプ制御装置－第2－7部：非常時照明用制御装置の個別要求事項
JISC8147-2-13	ランプ制御装置－第2－13部：直流又は交流電源用LEDモジュール用制御装置の個別要求事項
JISC8152-2	照明用白色発光ダイオード（LED）の測光方法－第2部：LEDモジュール及びLEDライトエンジン
JISC8152-3	照明用白色発光ダイオード（LED）の測光方法－第3部：光束維持率の測定方法

JISC8153	LEDモジュール用制御装置－性能要求事項
JISC8154	一般照明用LEDモジュール－安全仕様
JISC8155	一般照明用LEDモジュール－性能要求事項

(2) JEL規格

JEL600 光源製品の正しい使い方と表示事項

(3) JLMA規格

JLMA500 LED関連試験規格のJNLA認定技術基準

(4) (一社) 日本照明工業会 ガイドライン

ガイド B 005 改正ランプ及び制御装置・製品アセスメントマニュアル

ガイド 010 直管LEDランプ性能表示等のガイドライン

ガイド B011 高品質照明用LED光源の性能要求指針

ガイド A102 照明器具の銘板等の表示

ガイド A134 LED照明器具性能に関する表示についてのガイドライン

(5) 電気用品安全法(PSE)

電気用品安全法上の技術基準の内容に準拠するものとする。

5 照明器具（物品）仕様

(1) 共通

ア 照明器具、ランプ及び付属品等は製造年数 2024 年以降の新品であること。

イ 埋込型照明器具を取り替える場合には、埋込寸法の差により天井に隙間が生じないように処置を行うこと。また、露出型照明器具と取り替える場合には、既存器具の取付跡が見えないようにすること。

ウ 既設照明器具が防雨・防水・防湿・防爆型器具の場合は、照明器具本体の更新による改修とし、同等以上の性能を持つ器具を選定すること。

エ 照明器具の種類ごとに同一製造企業の製品を採用するなど、保守管理が容易になるよう努めること。

オ 光色は原則昼白色とし、これによりがたい場合は、発注者と協議の上、決定すること。

カ LED照明は、別紙 1 に示す仕様を満たすものとする。定格光束(1m)は規定値以上かつ、消費電力(W)は規定値以下とする。受注後、設置前に設置予定品が仕様を満たしている事を示す資料を提出し承諾を得ること。交換方式に関しては別紙 1 の交換方式の通りとし、備考の内容に留意すること。

キ 平均演色評価数(Ra)は、昼白色の器具においては 80 以上とする。

ク 照明器具の定格電圧は、既設照明器具と同一とする。また、既設照明制御コントローラ及び既設調光システムに対応することができる照明器具を設置するものとする。

ケ LED照明は、一般社団法人日本照明工業会がホームページに公表する JIL5004「公共施設用照明器具」の「ベースライト形」「ダウンライト形」「高天井形」のすべてに登録対応機種を持つメーカーの製品とすること。(公共施設用照明器具に機種設定のないLED直管ランプ等及びその他LED照明についても同様に上記登録対応機種を持つメーカーが製造した製品とすること)

コ 光源(LED)寿命は、40,000時間以上(光束維持率70%以上)の製品とする。

サ ISO9001(品質)の認証取得工場で製造していること。

シ ISO14001(環境)の認証取得工場で製造していること。

ス 照明器具には、当契約の賃貸借物品であることを表記したラベル等を付すこと。ラベル等の仕様については協議の上決定する。

セ 一体型ベースライトの電源は光源部(ライトバー)に内蔵された製品とすること。

ソ 一体型ベースライトは、利用者の点灯スイッチ誤操作による予期せぬ調光・誤動作等を防止するため、オンオフ機能のみとすること。

(2) 既設照明器具の改造による直管型LEDランプへの改修仕様

- ア 既設蛍光灯照明器具に内蔵されている安定器をバイパスする改造を施し、直管型LEDランプを装着することでLED照明として使用する。なお、不要となった既設安定器は残置とする。また、正常かつ安全に使用するために必要な調整及び改修をすること。
- イ 直管型LEDランプは以下の項目をすべて満たすこと。
- ・JLMA301「AC直結 G13 口金直結 LED 光源安全規格」に適合するLEDランプを使用すること。
 - ・口金はG13とする。(既設照明器具の口金再利用)
 - ・動作環境温度・周囲温度は5℃～35℃とする。
- ウ 直管型LEDランプは、別紙1に示す光束と同等以上のものを選定すること。
- エ 非常用照明一体型器具については、一般照明器具と専用形非常用照明器具に分離しても差し支えないが、その場合は、関係法令に基づく基準をすべて満たすこと。
- オ ランプに電源を内蔵した製品とすること。
- カ 既設照明器具の改造による直管型LEDランプへの改修に替えて5(3)に示す照明器具本体の更新をすることも認める。

(3) 照明器具本体の更新による改修仕様

- ア 発注図書で指定された蛍光灯照明器具については、照明器具本体をLED照明器具に取り替えること。LED照明器具は、公共施設用照明器具規格に適合しているものから選定すること。ただし、公共施設用照明器具に該当品番が無いものについては、照明器具仕様を記した仕様書を提出し、承諾を得ること。
- イ LED照明器具については、別紙1に示す光色、光束、機能を有する器具に取り替えること。
- ウ 非常用照明一体型器具を取り替える場合は、一般照明器具と専用形非常用照明器具に分離して取り替えても差し支えないが、その場合は、関係法令に基づく基準をすべて満たすこと。電源別置型の非常用照明一体型器具等で、LED化改造後も非常用照明一体型器具として使用可能な場合は、そのまま使用することとする。
- エ 既設の非常用専用型照明器具は引き続き使用するものとし、本事業の対象外とする。
- オ その他本仕様書に記載の無い事項については、国土交通省官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(令和4年版)に記載のとおりとする。

6 設置作業仕様

- (1) 本事業は、病院を運営しながらの作業になるため、受注者は先立って現地調査を行い、電源回路、照明器具の設置状況、既存照明器具の劣化状況、利用者の安全確保手段等を確認・検討すること。調査結果については、職員に報告するとともに、設計図書の変更を要する場合は、職員と協議のうえ、対応を決定すること。
- (2) 設置作業に使用する雑材は全て新品とする。
- (3) 作業範囲は粉塵の飛散に十分に注意し、必要な養生すること。また必要に応じて、通路や資材置場なども各部養生すること。
- (4) 設置作業にあたっての安全管理については、事前に打合せを行い、受注者の負担で安全確保に必要な措置を講じること。また、設置作業により生じた施設設備、電気機器への不具合や事故については、受注者の負担により対処すること。設置作業のうち病院内で行う作業は病院業務を継続しながら行うものとする。この為、院内作業に当たっては、患者・病院スタッフ・病院施設・病院器材等に十分配慮し、万全の安全対策の上、作業すること。
- (5) 設置作業において発生する軽微な工事、補修等については、本契約の作業範囲として実施すること。
- (6) 設置後の地絡などの不具合は速やかに修理対応すること。
- (7) 停電等、運営上必要な機能を停止する場合は、事前に発注者と日程等を調整し、必要に応じて仮設照明の設置等を行うこと。
- (8) 作業時間帯は、原則、平日(月～金)の昼間時間帯(9時～17時)とする。ただし、施設管理者との協議により作業日時が指定される室においては、指定された作業時間に施工を行うこととする。個別の作業場所での作業時間帯の決定にあたっては、発注者の指示に従うこと。

- (9) 搬入・搬出経路については、施設管理運営上の支障に留意し、発注者と協議すること。
- (10) 作業車、運搬車等の車両の駐停車場所や、資材置場、荷捌き場、搬出物の仮置場等の対象施設敷地内における必要な場所の確保については、事前に発注者と協議すること。
- (11) 照明器具の取付にあたっては、既設アンカーボルト等を再使用しても構わない。ただし、その長さや位置等は、現地調査及び詳細設計の際に受注者で確認し、加工が必要な場合は、取付金物等を受注者負担で行うこと。
- (12) 作業中は粉じんの飛散に十分注意し、必要な養生を行うこと。
- (13) 作業終了後に床等の清掃を行うこと。
- (14) 設置作業の前後に当該照明回路の絶縁測定を実施し、作業による絶縁劣化等がないことを書面にて報告すること。
- (15) 設置後、照度測定を実施し、日本産業規格 JIS Z9110 に記載されている照度を満たしていることを確認のうえ、その結果を書面にて報告すること。
- (16) 撤去した照明器具等については、関係法令を遵守し、適正に処理すること。安定器を残置せず取り外した場合、P C B を含む安定器があった場合には、堅牢な金属製容器に収納し発注者に引き渡すこと。
- (17) 協議により施設のコンセント等を使用する場合、使用する工具又は電源コードリールは漏電対策を備えたものとする。
- (18) 施工に伴い高所作業となる場合は、関係法令に従い適切な安全措置を講ずること。
- (19) その他本仕様書に記載のない事項については、国土交通省官庁営繕部監修の公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和4年版）に記載のとおりとする。
- (20) 設置作業に関して本仕様書に明記のない事項に疑義が生じた場合は、発注者と協議すること。
- (21) 設置作業着手前に提出する書類
 - ア 施工計画書
 - イ 下請負契約等の通知書
- (22) 本事業の監督は、岐阜市民病院事務局病院施設課の職員が行う。
- (23) 施工計画書
設置作業着手前に次の内容を記載した施工計画書を作成し、提出すること。
 - ア 工程表
 - イ 施工図面及び使用する照明器具一覧
 - ウ 業務主任者の所属、氏名、緊急連絡先
 - エ 作業体制
 - オ 安全管理計画
 - カ 廃棄物の処分計画
- (24) 設置作業完了後に提出する書類
 - ア 完成図書（各建物2部ずつ）
 - 1) エネルギー削減効果計算書
 - 2) 社内検査報告書
 - 3) 照度測定結果及び各試験成績書
 - 4) 産業廃棄物運搬業許可証の写し
 - 5) 産業廃棄物処分業許可証の写し
 - 6) 設置作業写真
 - 7) 機器取扱説明書
 - イ 完成図面及び照明器具台帳（各建物2部ずつ）
 - ※照明器具台帳とは、各建物内の室毎に照明器具の台数、品番等を明記したもので、完成図面の配置情報と整合が取れていること。
 - ※産業廃棄物の処分は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）」に基づき、発注者が排出事業者として適正に対処すること。

7 LED照明器具の維持管理について

- (1) 施工完了後から賃貸借契約期間終了までの間、LED照明器具が正常な状態で使用できるよう維持管理すること。

- (2) 適正な使用において賃貸借期間中の不点灯及び照度低下（基準値以下）、原因不明の不具合等は受注者の責任及び費用負担において、交換、補修等を行うこと。交換、補修等の措置を講じた場合は、発注者に報告（対応した日付、対応者、原因、措置内容など）をすること。
- (3) 発注者は施工完了後から賃貸借期間終了後までの間、適切な保険に加入し、器具の契約内容不適合が生じた場合、速やかに修繕・交換等の措置を行うこと。
- (4) 受注者は、施工完了後から賃貸借期間終了後までの間の維持管理について、障害発生時に緊急対応できる照明機器メーカーの保守対応窓口を設けること。また、緊急連絡先、担当者氏名を記載し、書面で発注者へ届け出ること。なお、保守管理体制に変更が生じた場合は、速やかに発注者へ届け出ること。
- (5) 賃貸借期間中に発注者の都合により対象器具の撤去又は移設が必要になった場合の取り扱いについては、発注者・受注者双方協議の上、決定する。
- (6) 発注者が物品の滅失、盗難等で物件の占有を失い、その占有を回復する見込みのない時及び暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動、その他の自然的又は人為的な事象により物件が損傷して修理ができなくなった時において、発注者が緊急を要すると判断した場合は、発注者は受注者の承諾を得ることなく発注者の費用負担で物件を修繕、又は同等の代替品への交換等により使用することが出来るものとする。

8 その他、特記

- (1) 賃貸借期間の開始は、2（5）のとおりであるが、設置した箇所から順次、器具の仮使用を認めること。
- (2) 設置する照明器具は、複数の製造企業の製品を組み合わせることも可能とする。
- (3) 受注者は、契約物件に契約期間中継続して、経過期間に応じて保険額が逡減していく動産総合保険に加入するものとする。また、重過失や地震、噴火、津波など動産総合保険対象外の修理費については受注者に求めないものとする。
- (4) ランプ交換による既存ソケットの破損によって生じた損害は、受注者が対応するものとする。
- (5) 設置作業にあたり受注者が直接契約する工事は、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく電気工事に係る監理技術者が所属し、特定建設業の許可を有していること。
- (6) 設置作業にあたり、土地・建物の使用、電力・水道の支給については、協議により定めるものとするが、本施設の稼働と維持管理に支障のない範囲とする。
- (7) この仕様書に定めのない事項については、発注者・受注者双方協議の上、決定する。